

【ひな型】

「教育基本条例案」「職員基本条例案」の撤回を求める決議（案）

大阪維新の会は8月22日、9月府議会に提出するとしている「教育基本条例案」「職員基本条例案」の「概要」を明らかにしました。

その内容は、「知事が、府教委との協議を経て『高校が実現すべき目標』を設定」「教育委員が目標実現の責務を果たさない場合は、議会の同意を得て罷免できる」とするなど、政治が、教育の内容にまで踏み込んで、全面的な介入を行うことをねらったものとなっています。これは、戦前の軍国主義教育への反省の上に築かれた、「教育は不当な支配に服してはならない」という、戦後民主教育の根底をなす大原則を侵す暴挙であり、断じて容認できません。

また、条例案は、「同一の職務命令に3回違反した場合はただちに免職」「相對評価を行い下位評価2年で免職」「職制や定数の改廃、予算の減少で過員が生じた時は、議会の議決を経て免職とすることができる」など、教職員の身分保障を破壊するものとなっています。そもそも公務員の身分保障とは、公務員が、時の権力に左右されることなく「全体の奉仕者」として職責を果たせるためのものであり、それを否定することは、上からの命令に“もの言わぬ”公務員づくりをすすめるものです。また、施策の都合による“リストラ”を行うことは許せません。

さらに、「府立高校の学区撤廃」「定員割れ3年で統廃合」などは、受験競争を激化させ、子どもたちのストレスを増大、遠距離通学や不本意入学を助長するとともに、施策によって「つくられた定員割れ」による高校つぶしで、「行き場のない子」を生みだし、子どもたちの「学ぶ権利」を奪うものです。全府立高校の校長を「公募・任期制」とすることも学校現場を混乱させるものです。

以上のことから、教育を良くするどころか、大阪の府立高校教育をゆがめ、教育破壊につながる「教育基本条例」「職員基本条例」の府議会への提案を撤回していただくよう要請します。

以上、決議します。

大阪維新の会代表・大阪府知事 橋下 徹 様

大阪維新の会大阪府議会議員団代表 浅田 均 様

2011年 月 日

大阪府立〇〇〇〇高等学校教職員一同